

お子さんの学びを応援



○うしく放課後カッパ塾（無料）（生涯学習課）

放課後「家で勉強する習慣がない」「勉強を教えてほしい」等のご希望により、学習指導員が校内で学習を支援します

小学校 4年生～6年生

★放課後カッパ塾終了時間にお迎え

★申込み：担任の先生又は生涯学習課まで

（令和6年度実施予定）

小学校名	実施曜日	
牛久小学校	火	水
岡田小学校	火	金
牛久第二小学校	月	水
中根小学校	火	金
向台小学校	火	水
神谷小学校	火	水
ひたち野うしく小学校	火	金
おくの義務教育学校	木	金

※実施時間は放課後の1時間30分。学校によって異なる。

中学校 1年生～3年生

★下校自由（徒歩・自転車・迎え）

※おくの義務教育学校は下校時刻より遅くなる場合は、迎え必要

中学校名	実施曜日	
牛久第一中学校	月	水
牛久第三中学校	月	木
下根中学校	月	木
牛久南中学校	月	木
ひたち野うしく中学校	月	木
おくの義務教育学校	月	木

※実施時間は放課後1時間30分程度。学校によって異なる。

○うしく土曜カッパ塾（無料）（生涯学習課）

月1～3回（土曜日の午前中）で、小学1年生～6年生の希望者に、主に学校の施設を利用して、無料の体験教室を実施します。

※活動内容によって、材料費が自己負担となります。（造形教室、理科実験等）

主なプログラム

牛久小学校	英語活動・造形教室・理科教室・地域学習・スポーツ教室
岡田小学校	英語活動・理科教室・スポーツ教室・百人一首
牛久第二小学校	理科教室・スポーツ教室・和太鼓・造形教室
中根小学校	英語活動・造形教室・理科教室・ダンス・スポーツ教室
向台小学校	理科教室・スポーツ教室・造形教室
神谷小学校	英語活動・理科教室・造形教室・スポーツ教室
ひたち野うしく小学校	料理教室・スポーツ教室・造形活動・音楽
おくの義務教育学校	英語活動・プレゼンテーション・ダンス



○就学援助制度（学用品費や学校給食費等の援助）（教育支援課）

牛久市では、小・中・義務教育学校、又は中等教育学校前期課程に在籍しているお子さんがいる保護者の方のうち、牛久市に住民票があり、経済的に困難な状況にある方に対し、学用品費や給食費等の学校に係る費用の一部を援助しております。

●援助項目：学用品費・通学用品費・校外活動費（日帰り・宿泊）・新入学児童生徒学用品費等
修学旅行費・PTA費・オンライン学習通信費・医療費・学校給食費

●申請方法：学校又は教育支援課へお問合わせください（所得等審査あり）



○牛久市奨学金制度（給付型）（教育総務課）

お子さんの育英をはかるための奨学金で、毎年若干名募集しています

一般奨学金

市内の中学校及び義務教育学校の後期課程に在籍し、高等学校・高等専門学校に進学予定の方
生活保護を受けている・それに準ずる方・素行が優秀で勉学に熱心に取組んでいる・在学する学校長推薦がある方

●受給期間：高等学校・高等専門学校在学期間（年2回 10月・4月支給）

●奨学金額：120,000円/年

●申込方法：学校長推薦が必要（担任の先生へご相談ください 事前審査あり）※推薦のあった方全員が受給できるとは限りません

交通災害遺児等奨学金

市内の小中学校及び義務教育学校に在学する児童・生徒で保護者等が交通事故や病気・負傷により死亡したり、著しい後遺障害（常に介護が必要な状態）があり、働けなくなった場合（平成29年度より病気による原因が追加）

生活保護を受けている方・それに準ずる程度生活が困っている方・在学する学校長推薦がある方

●受給期間：小中学校在学期間（年2回 10月・4月支給）

●奨学金額：60,000円/年

●申込方法：学校長推薦が必要（担任の先生へご相談ください 事前審査あり）※推薦のあった方全員が受給できるとは限りません

○放課後児童クラブ（教育総務課）

放課後の時間帯に、保護者が仕事などで不在となる小学校及び義務教育学校の1～6年生のお子さんを各学校の施設内でお預かりします

開級日 毎週月曜日～土曜日

★学校行事の振替休日（運動会の代休等）や県民の日も実施

お休み 日曜日・国民の祝日（振替日含む）

★お盆（8/12～16）★年末年始（12/29～1/3）

★学校の臨時休校日（インフルエンザ・台風・大雪等）

開級時間

●通常 授業終了後～18:00 ★延長利用の場合19:00

●学校休業日（夏休み等）8:00～18:00

★延長の場合 7:00～19:00 ★児童クラブからの帰宅は保護者等の迎え必要

放課後児童クラブ一覧

実施場所	学校名	電話&FAX
牛久小児童クラブ	牛久小学校	029-872-0277
岡田小児童クラブ	岡田小学校	029-874-6059
おくの義務教育学校児童クラブ	おくの義務教育学校	029-875-0041
牛久第二小児童クラブ	牛久第二小学校	029-873-2126
中根小児童クラブ	中根小学校	029-873-5041
向台小児童クラブ	向台小学校	029-874-6071
神谷小児童クラブ	神谷小学校	029-871-6351
ひたち野うしく小児童クラブ	ひたち野うしく小学校	029-873-1950
【土曜日】中根小児童クラブ	中根小学校	029-873-5041



保護者の負担金

負担金…3,000円/月

おやつ消耗品代…2,000円/月

土曜日も利用の場合

負担金…1,000円/月

★減免制度あり（生活保護・非課税世帯）（事前申請で翌月から適用）

★出席日数に関わらず 一律1ヵ月

★延長（18:00～19:00）利用は2,000円加算

★延長の申請がなくても、やむを得ない事情の際、突発延長あり

1回500円（上限2,000円）現金支払い



★内容は変更等になる場合がありますので、詳細や最新情報は市HP等でご確認ください。

牛久市



応援 ポケットガイド

牛久市こども家庭課

TEL:029-873-2111

月曜日～金曜日/8:30～17:15

（祝日・12月29日～1月3日を除く）



経済的理由に制限されない、
全ての児童生徒に学習機会を提供しています



Your Photo



うしく放課後カッパ塾（無料）

うしく放課後カッパ塾

すべての子どもたちに、勉強が分かる楽しさ、できる喜びを！
平日の放課後に市内全小中学校（小学4年～中学3年）で実施。
※参加無料

うしく土曜カッパ塾

多様な経験や技能を持った地域の方の協力による、多彩なプログラムが人気。土曜日の9:30～12:00に市内全小中学校で実施。
※参加無料（材料費は自己負担）

発行：牛久市

編集：牛久市保健福祉部こども家庭課

生活を応援

①児童扶養手当（こども家庭課）

ひとり親家庭等に支給される手当で、お子さんが健やかに成長するため役立ててもらうものです
★所得制限あり ★年6回支給 ★パートナーと同居・同居はなくとも頻繁な訪問や生活費の援助がある場合は対象外

★手当額（令和6年11月分～）
★全部支給 対象児童数 1人…45,500円/月 ※2人目以降は
2人…56,250円/月 10,750円ずつ加算されます
3人…67,000円/月
★一部支給（所得に応じ決定）
対象児童数 1人…45,490～10,740円/月 ※2人以上の場合、手当額を加算
加算額（所得に応じ決定）
2人目以降10,740～5,380円/月



市HP「児童扶養手当」

②児童手当（こども家庭課）

0歳～18歳（18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を監護養育する保護者に、年6回支給します（令和6年10月分～）
★手当額は児童の年齢や人数等によって異なります

★手当額（1人当たり、令和6年10月分～）
児童の年齢 3歳未満15,000円/月 3歳以上10,000円/月
第3子以降30,000円/月



市HP「児童手当制度」

③マル福（医療年金課）

母子（父子）家庭の母子（父子）に対し、子どもが18歳になる学年末まで（重度心身障がい者・定時制高校等在学の場合などは20歳まで）、県制度の所得制限内を対象に、保険適用を受けた医療費の一部負担金を助成します

④養育費

離婚前に決めることが大切ですが離婚後でも請求可能。話し合いで決められない場合、家庭裁判所に調停申立てが可能

相談先 ★養育費相談支援センター フリーダイヤル：0120-965-419 携帯電話03-3980-4108
★養育費相談員（茨城県母子寡婦福祉連合会） 母子・父子福祉センター：029-221-8497
★法テラス茨城（法律相談） 法テラスサポートダイヤル：0570-078374

⑤保育料（0～2歳児）の利用料の軽減（保育課）

市民税の課税状況等により、負担軽減があります
★保育園・認定こども園・小規模保育園等の利用者負担額

⑥幼児教育・保育の無償化（保育課）

★（3～5歳児）
保育園、認定こども園、幼稚園の利用者負担額の無償。新制度未移行幼稚園の入園料・授業料の無償化（月額上限額あり）
認可外保育施設等を利用している方は利用料の一部が無償化（月額上限額あり）・保育の必要性の認定が必要）
★（0～2歳児の市民税非課税世帯）
保育園、認定こども園、小規模保育園等の利用者負担額が無償。
認可外保育施設等を利用している方は利用料の一部が無償化（月額上限あり）・保育の必要性の認定が必要）

⑦母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（こども家庭課）

母子家庭や父子家庭の方を対象とした無利子（一部有利子）の融資制度です
★高校・大学等へ進学するための修学資金や就学支度資金は無利子
★融資なので償還（返済）が必要
★貸付審査あり（審査に日数必要 余裕を持ってご相談ください）

⑧国民年金保険料免除・納付猶予制度（医療年金課）

収入減や失業等で保険料を納めることが経済的に困難な時、保険料を未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予」の手続きを行ってください
★未納のままの場合、不慮の事態（障害や死亡）での年金や将来の老齢基礎年金が受けられない場合があります
★免除・猶予期間は、年金の支給資格期間（10年）に算入されます
※産前産後期間の国民年金保険料も免除されます。（第1号被保険者に限る）



詳細は市HPをご覧ください

⑨産前産後期間の国民健康保険税免除（医療年金課）

★妊娠85日（4カ月）以上での出産または出産予定にある国民健康保険被保険者の方が対象です。

仕事を応援

①就労相談（ハローワーク龍ヶ崎）（こども家庭課）

毎月第3木曜日に市役所にハローワークの職員が来て、就労相談を行います※要予約

②高等職業訓練促進給付金（こども家庭課）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関で6カ月以上修業する場合、給付金（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を支給します

★対象者 児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準にある方
養成機関で6カ月以上カリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
就業・育児と修業の両立が困難な方
★対象資格 看護師（准看護師含む）・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士等
★支給期間 修業する全期間（上限4年）
★支給額 課税世帯…… 70,500円/月（修学期間の最後の1年間…110,500円/月）
非課税世帯…100,000円/月（修学期間の最後の1年間…140,000円/月）
※就学前に事前相談必要

③高等職業訓練促進資金貸付事業（こども家庭課）

高等職業訓練促進給付金を活用し養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に、入学準備金・就職準備金を貸付け、修学を容易にすることで、資格取得・自立促進を図ります

★貸付額 入学準備金…500,000円（上限） 就職準備金…200,000円（上限）
★養成機関卒業から1年以内に資格を活かし就職し、県内で5年間就業を継続した場合、返還免除

④自立支援教育訓練給付（県南県民センター・地域福祉室）

雇用保険法による教育訓練給付制度に定める対象講座等を修了した場合、一定の割合で自立支援教育訓練給付金が給付されます（受講開始前、相談必要）

★支給額 【一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金】受講料の6割相当額…200,000円（上限）
【専門実践教育訓練給付金】受講料の6割相当額…1,600,000円（上限）
電話：029-825-2035 ※異なる場合がありますので詳細はお問い合わせください

⑤離職者等訓練事業（茨城県立土浦産業技術専門学院）

パソコンの基礎から応用までの操作方法等就職に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を行います
電話：029-841-3551

⑥ハローワークのマザーズコーナー（ハローワーク龍ヶ崎）

★予約制 お子さんを連れてゆっくり相談できます 電話：0297-60-2727

⑦JR通勤定期割引制度（こども家庭課）

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの通勤定期券を3割引で購入できます。 ※児童扶養手当が全額支給停止の方は対象外

住まいを応援

①住居確保給付金（社会福祉課）

離職等により住宅を失った・失う恐れのある方を対象に、賃貸住宅の家賃相当額（上限額あり）を支給し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります

★ハローワークで月2回以上職業相談、自立相談支援機関（社会福祉協議会）での月4回以上面接支援を受ける、求人先へ原則週1回以上応募すること等が必要
★支給額：34,000円～53,000円以内（住宅扶助基準を上限）
★期間：原則3カ月（一定の条件を満たせば最大9カ月支給可能）★事前相談必要

②市営住宅（建築住宅課）

市営住宅は、住宅に困っている低所得の方に賃貸する住宅で、一般の貸家に比べ低額の家賃で入居できます。

※入居資格には制限があります（直接お問合せ・市ホームページ参照）

★家賃：入居者の収入で異なる

市営住宅一覧（募集は広報うしく・市ホームページにてお知らせ）			
住宅名	住所	指定小学校	指定中学校
神谷住宅	さくら台 2-19-7	神谷小	牛久一中
南裏住宅	牛久町 2524-1・2・4	牛久小	牛久三中
南裏第2住宅	牛久町 2524-18	牛久小	牛久三中
前山住宅	猪子町 831-4・833-2	中根小	下根中

支援につながる

お電話お待ちしています！

困った時は相談してみませんか？
ひとりで悩まないでまずご相談ください

①家庭児童相談室（こども家庭課）

18歳までのお子さんのこと、家族、子育て、子どもの発育等について、家庭相談員が相談に応じています

★秘密厳守（相談無料）
★さまざまな子育て支援サービス・ひとり親支援などの制度のご案内
★訪問相談も可能

電話：029-871-5070（直通）
029-873-2111（内線 1731）

②教育センター きぼうの広場（教育支援課）

不登校や発達障害など、学校生活や家庭での様々な相談に応じます。不登校のお子さんのための適応指導教室も開設しています。また、就学に関する相談も行っています。見学・相談等での来所日は出席扱いになります。

★相談内容により当センターが窓口となり、専門機関と連携し支援可能
●利用方法 電話で相談 専門の相談員が相談をお受けします
●日時 月曜～金曜9:00～17:00

電話：029-874-6075

適応指導教室について

市内在住で学校へ行きたくても行けない小中学生が対象

★利用・見学希望の際、来所予約必要



③ファミリーサポートセンター（社会福祉協議会）

親子に最も身近な地域の協力会員の協力で子育てをサポートしていく、会員方式の在宅福祉サービスです

★事前に利用会員の登録と利用前の打ち合わせが必要です
★利用会員 市内在住の0歳児（首がすわってから）～小学6年生までのお子さんのいる家庭・妊娠婦の方

●支援内容 保育・保育施設等へ送迎（車での送迎は行っていません）
・産前産後等の家事援助
●利用時間 7:00～20:00（年末年始12/29～1/3を除く）
●基本料金 30分あたり300円

電話：029-871-1295

④ショートステイ（こども家庭課）

保護者の病気、出産、冠婚葬祭、看護、出張や転勤、育児疲れ等の環境的・精神的理由により、お子さんの養育が一時的に困難になった時、児童福祉施設等で一時的（7日間を限度）にお預かりします

★お子さんが概ね2歳未満は乳児院、2歳以上は児童養護施設でお預かり
★利用料金 所得・お子さんの年齢により異なります
★事前登録必要 家庭児童相談室（こども家庭課）へご相談ください

電話：029-871-5070（直通）
029-873-2111（内線 1731）

